

3 文科高第 1800 号
医政発 0331 第 67 号
令和 4 年 3 月 31 日

各国公私立大学長
各都道府県知事 殿

文部科学省高等教育局長
(公 印 省 略)

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

臨床工学技士学校養成所指定規則第 4 条第 1 項第 10 号に規定する
適当な実習指導者について

臨床工学技士の臨床実習については、「臨床工学技士学校養成所カリキュラム等改善検討会報告書」(令和 3 年 3 月 25 日)において、臨床工学技士を取り巻く環境の変化とともに、求められる役割・知識等も変化していることや、臨床実習の実施方法や指導環境、指導する期間等が学校養成所や臨床実習施設によって様々であることから、臨床工学技士の質の向上のため、臨床実習の在り方の見直しや、学校養成所や臨床実習施設における教育の質の向上が求められたところであり、これを踏まえ、臨床工学技士学校養成所指定規則(昭和 63 文部省・厚生省令第 2 号。以下「指定規則」という。)の一部改正及び「臨床工学技士養成所指導ガイドラインについて」(令和 4 年 3 月 31 日医政発 0331 第 63 号厚生労働省医政局長通知)を通知したところである。

これらを踏まえ、指定規則の第 4 条第 1 項第 10 号に規定する「適当な実習指導者」及び指定規則別表第 3 に規定する「実施させる行為」及び「見学させる行為」の留意事項を下記のように定め、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとする。

また、都道府県においては、貴管下の医療機関等に対して、以下の内容を周知願いたい。

記

- 1 適当な実習指導者は、以下のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 各指導内容に対する専門的な知識に優れ、医師又は臨床工学技士として5年以上の実務経験を有し、十分な指導能力を有すること。
 - (2) 臨床工学技士の場合、厚生労働省が定める基準を満たす臨床実習指導者講習会を修了した臨床実習指導者であること。
- 2 臨床実習において学生に必ず実施させる行為及び必ず見学させる行為の留意事項
- (1) 患者の安全の確保の観点から、学生が点検や組立て・準備などを行った医療機器をそのまま臨床へ提供することはせず、必ず指導に当たる者が自らの責任のもとで確認、または再度実施すること。
 - (2) 学生自らが患者に実施する実習内容を行う場合は、臨床実習指導者が患者の同意を得た上で実施すること。

以上